平成２５年（フ）第５３２号
埼玉県草加市瀬崎２丁目17番11号　メゾン・サラＢ―102号
債務者　金本誠こと　金　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５４２号
埼玉県草加市吉町２丁目６番16号
債務者　平田　正幸
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目４番20号
債務者　佐久間貴行
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
静岡県沼津市下香貫牛臥3023番地の９　エスペランサ205号
債務者　山中　一正
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
香川県観音寺市観音寺町甲1100番地１　フラワーハイツ第３―102号
債務者　吉田　祐実
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第３７７号
函館市湯川町３丁目39番５号
債務者　浅野　里美（旧姓井桁）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３２９号
岩手県奥州市水沢区字高屋敷267番地７
債務者　菊池　正行
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５２９号
神奈川県厚木市旭町４丁目16番17号　レオパレス本厚木エクセル第９―106
債務者　内藤　　武（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５３８号
神奈川県厚木市岡田５丁目16番６号
債務者　二宮登志雄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５４５号
神奈川県秦野市名古木４番地の２　県営アメニティ名古木２棟101号、前住所神奈川県川崎市麻生区はるひ野２丁目９番15号　コートビレッジ103
債務者　山田　眞平
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２２７号
静岡県富士市中之郷216番地の１　コーポリバーサイド101号
債務者　白金　智美
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３２９号
京都市左京区下鴨東塚本町55番地３　エステート下鴨202号室、前住所京都市山科区椥辻東浦町６番地１　イーグルコート椥辻５―601号
債務者　北井　泰子（旧姓石坂）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９８号
大分市大字森町75番地の22
債務者　今村由美子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６１３号
埼玉県ふじみ野市西２丁目５番25号　サンライズ雪平102
債務者　後藤富美江
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４７号
北海道苫小牧市川沿町１丁目２番19号　ハイツ川沿206
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１５０号
北海道苫小牧市明野新町１丁目４番15号　コミニティ明野103
債務者　千代谷一美
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５２６号
仙台市宮城野区清水沼２丁目１番３号　サンアローズ清水沼203、従前の住所岩手県九戸郡洋野町種市第57地割95番地
債務者　谷地中良太
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係